

## b 事件の概要

地主友清は青田區に約二町五六反の田地を所有し數名に小作せしめ居れるが其小作人中前記中村七次郎<sup>六反一畝十六歩半</sup>年十七俵半、野村米次郎は二反を年入俵の小作料にて小作し来るが昭和三年度より小作人は附近地主の例を引きて小作料二俵減を主張し之に對し地主は一割五分減除は認めたるも小作人は二割を拒絶して納入し且つ昭和五年度は益然納入せざるを以て地主は昭和五年六月頃より同地警衛及び消防機関等を介して數次米納米納入を要求せしも小作人は一三年度<sup>四年度</sup>米納米免除(二五年度未納米七ヶ年賦納為入三)小作料二割減除を主張し施設強制にして蔽裏東に廢せざりし爲地主は遂に昭和五年十月二十三日小作本請求土地返還請求の内容證明を送達し更に小金南在住辨護士に訴訟を發起し遂に西暦二十九年中村七次郎四十二俵(昭和六年度を含む)野村米次郎三十一俵の玄米並押を爲し

## たり。

とくに於て小作人側も之れが對應策として全農福生聯合會統制委員長たる石岡荷心及金川村支部長兼原善次郎の應援を求める關係に相對峙せり。

## ● 講和事件の内容

## 一、講和事件の發生

然るに中村七次郎は事實上の小作人に非ずして地主との契約は實文中村吉仁吉が之を爲し其死亡後は實弟中村善九郎耕作し来るものにして單に相続人たるの名義により前項の如き差押を受けたる爲め同部善一郎は中村に同情を寄するとなれば地主の措置に對し報復に反應を抱くに至れり。

而して中村七次郎は越へて昭和七年一月八日午前十時頃郡陽同窓三名と共に金田町ある地主友清外を訪ひ前項事情を述べて実涉中倒然無の土地經理課訟に添づく福岡地方裁判所小倉支部